

令和4年度第4回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和5年1月11日（水）

令和4年度第4回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和5年1月11日（水）午前10時から午前10時20分

2 場所

東大和市役所会議棟第1・2会議室

3 出席者

（1）審議会委員

- | | | |
|---------|-------|----|
| ① 会長 | 田村 茂 | 出席 |
| ② 職務代理人 | 池田 陽子 | 出席 |
| ③ 委員 | 中間 建二 | 出席 |
| ④ 委員 | 辻 洋一郎 | 出席 |
| ⑤ 委員 | 佐竹 俊之 | 出席 |
| ⑥ 委員 | 奥田 真由 | 出席 |
| ⑦ 委員 | 横山 昌明 | 出席 |
| ⑧ 委員 | 関田 賢治 | 出席 |

（2）市長

尾崎 保夫

（3）事務局

- ① 総務部 矢吹部長
- ② 文書課 阿部課長、吾郷係長、松本主任

（4）説明員

報告 文書課 阿部課長

4 議題

（1）報告案件

- ① 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について
- ② 保有個人情報の目的外利用・提供状況について
- ③ 東大和市個人情報保護法施行条例等の公布について
- ④ 今後の東大和市個人情報保護審議会について

5 会議の公開

会議は公開により行った。

6 傍聴人数

0人

<会議内容>

1 開会

○矢吹部長

それでは定刻になりましたので、はじめさせていただきます。会議に先立ちまして、委員の出席状況を報告いたします。

○阿部課長

委員の出席状況を報告いたします。委員8名、全員出席。よって、会議は成立しております。

2 市長挨拶

○事務局

続きまして、市長より挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○尾崎市長

皆さんこんにちは。また、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。本日はご多忙のところ、東大和市個人情報保護審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。さて、本格的な冬の時期を迎え、新型コロナウイルス感染者の数の増加と、インフルエンザの同時流行など、様々な課題に直面しているところであります。特に、市では感染者が今日も10名ほどの報告がありまして、多い時だと20名を超えるような数字が来ております。そういった意味で、従前からですけれども、各管理職の職員には、自分の職場で多数出た場合、どう対処するのかということを重ねて伝えているところではありますけれども、今のところ多数同時発生というのはないわけですが、ただ、いつ発生してもおかしくないだろう、そんな状況であります。また、今日は議会の議員さんもお出になっただけですけれども、議会の議員の方々にも協力をいただきながら、対応していくところでございます。市におきましては、今後引き続き感染防止対策、それを徹底しながら、既存の事務を実施することに加えまして、事務の見直しや新たな事務の実施も必要であると認識しているところであります。こうした事務の見直しや新たな事務の実施にあたりましては、個人情報の適正な取扱いが必要不可欠となってまいります。そこで、委員の皆様におかれましては、個人情報保護制度の適切な運用のために、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。新たな年を迎え、本格的な冬の時期となりますが、新型コロナウイルス感染症対策も含め、体調管理にはくれぐれもお気を付けいただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○矢吹部長

市長、ありがとうございます。市長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

3 審議会への報告

○矢吹部長

それでは引き続き進行を進めます。本日は、諮問事項につきましては、ございません。報告案件が4件ございます。それではこの先の会の進行を会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

たします。

○会長

改めまして、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。それでは、令和4年度第4回東大和市個人情報保護審議会の審議を始めさせていただきます。

報告1「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」

○会長

はじめに、報告案件の(1)「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」を、事務局から説明を求めます。

○阿部課長

おはようございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。それでは、報告案件につきまして、ご説明を申しあげます。お手元の資料の3ページをお開きください。報告(1)「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」であります。一覧表でお示ししておりますとおり、8つの課から開始が4件、変更2件、廃止2件、計8件の届出がありました。届出の概要をご説明申しあげます。

5ページ、公共施設等マネジメント課、指定管理者の選定事務の開始であります。暴力団等を排除するため、警視庁へ照会するものであります。7ページ、総務管財課、インターネット公有財産売却事務の開始であります。公有財産の売却を、インターネット上で行うものでございます。また、暴力団等を排除するため、警視庁へ照会するものであります。9ページ、文書課、東大和市個人情報保護法施行条例(案)制定事務は、パブリックコメントが終了したため、廃止するものであります。なお、意見はありませんでした。11ページ、福祉推進課、東京おこめクーポン事業は、東京都が主催で、低所得者の方に対して、食料品と引き換えが可能なクーポンを配布する事業を開始するものであります。なお、15の備考欄の補足でございますが、この事業は、令和4年12月27日付で、特定公的給付に指定されております。届出の時点では予定となっておりますが、届出がされております。これによりまして、法律に基づかない緊急時の給付金の支給事務におきまして、給付金支給事務に個人情報を利用することができることとなりました。13ページ、都市づくり課、東大和市空家等対策計画策定事務は、パブリックコメントが終了したため、廃止するものであります。なお、意見はありませんでした。15ページ、健康推進課、新型コロナウイルス感染症の疑いがある有症状及び濃厚接触者への検査キット送付事業の開始であります。感染拡大、医療ひっ迫を防止するため、事業を開始するものであります。17ページ、教育総務課、学校管理下で発生した事故等に関する事務は、従来の災害共済給付金の給付方法である学校への現金給付から、保護者の口座への振込みによる給付に変更するものであります。最後に19ページ、生涯学習課、二十歳の成人式事業は、民法改正に伴う成年年齢引下げにより、事業の名称を、成人式から、二十歳の成人式に変更するものであります。報告は以上であります。よろしくお願いい申し上げます。

○会長

ありがとうございました。報告が終わりました。ご質問等がございましたら、お願いいしたいと思います。特によろしいでしょうか。私から1つだけ。インターネットによる公有財産の売却事務ですが、

これは現行では差し押さえ財産を売却する時に、公売していると思うのですが、それは同じインターネット公有財産売却システムを使って公売事務をしているのかということをお聞きしたいのですけれども。

○阿部課長

今、会長がおっしゃられましたように、既に徴収事務におきまして、滞納処分の一環として公売という事業を実施しております。基本的には、今回の公有財産で、不用となったものをインターネットで、オークション形式と伺っていますが、行うということで、仕組みは同じでございます。

○会長

よろしいですか。それでは、特にないようですので、次に移らせていただきます。

報告2「保有個人情報の目的外利用・提供状況について」

○会長

続きまして(2)「保有個人情報の目的外利用・提供状況について」事務局の説明をお願いします。

○阿部課長

それでは報告案件につきまして、ご説明申しあげます。資料2 1ページをお開きください。報告(2)「保有個人情報の目的外利用・提供状況について」であります。年1回、条例第12条第2項各号の規定により行っております。保有個人情報の目的外利用・提供の状況をご報告申し上げるものでございます。23ページから43ページまでの表のとおり、合計で428件あります。なお、個別の説明は割愛をさせていただきます。報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○会長

報告が終わりました。質問等ございましたら、お願いします。

○委員

結構読んでいたら、審議会の答申ありと書いてあるのですけれども、審議会というのはこの審議会を指すのですか。手間でなければ、いつ頃の審議会で答申が出たかというのがないと、私は始めたばかりで大変申し訳ないのですけれども、それやったかな、という記憶がわからなかったもので、本当に手間でなければ構いません。以上です。

○吾郷係長

報告用に一覧を、簡素化したものをご提示させていただいております。第何回のいつに答申をいただいたというものは一覧表でありますので、今後このような報告がある時は、いつ審議したかわかるようなものをご提示させていただきます。

○委員

すみません。

○会長

ほかに、ございますか。それでは、以上で「保有個人情報の目的外利用・提供状況について」の報告を終わりたいと思います。

報告3「東大和市個人情報保護法施行条例等の公布について」

報告4「今後の東大和市個人情報保護審議会について」

○会長

続きまして（3）「東大和市個人情報保護法施行条例等の公布について」及び（4）「今後の東大和市個人情報保護審議会について」事務局の説明を求めます。

○阿部課長

それでは報告案件につきまして、ご説明申しあげます。資料の45ページをお開きください。資料3、「東大和市個人情報保護法施行条例等の公布について」であります。令和4年第4回東大和市議会定例会におきまして可決され、すでに公布の手続は終了いたしました。審議会におかれましては、東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子の段階で、ご審議、答申をいただきました。誠にありがとうございました。47ページが東大和市個人情報保護法施行条例、そして53ページが東大和市中情報公開・個人情報保護審査会条例、最後に59ページが、東大和市個人情報保護審議会条例、計3つの条例の制定の資料でございます。なお、法の規定によりまして、国の個人情報保護委員会へ届出が必要となっております、現在手続中でございます。

次に資料の63ページをお開きください。報告（4）「今後の東大和市個人情報保護審議会について」であります。1、令和5年度以降の東大和市個人情報保護審議会についてをご覧ください。（4）審議会への諮問は、①東大和市個人情報保護法施行条例を改正し、又は廃止しようとする場合。②法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置、いわゆる安全管理措置の基準を定めようとする場合。③個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合を想定しております。64ページをお開きください。（5）開催日数は、年1回を予定しております。なお、諮問案件がない場合でも、条例の運用状況を事後的に検証するために、報告を行う予定でございます。

次に、2、個人情報ファイル簿についてをご覧ください。現時点で該当するファイルは、計345件で、現在作成、公表の準備を、全庁をあげて進めております。67ページをお開きください。こちらが、今年の4月以降に使う個人情報ファイル簿のイメージでございます。恐縮ですが65ページにお戻りください。3、個人情報の取扱いに関する特記仕様書についてをご覧ください。個人情報を取扱う事務を委託する際、交付するもので、これまでもございましたが、今回の法改正、条例制定に伴いまして、見直しをいたしました。安全管理措置等に言及しております。なお、資料は69ページ以降に添付させていただきました。戻りますが、65ページの4、新個人情報保護制度運用の手引きについてをご覧ください。実務の参考にするため、現在、手引きの作成を進めております。作成したのちは、市の公式ホームページに掲載を予定しております。現在の状況の報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。それでは、質問等ございましたらお願いします。特によろしいでしょうか。特にございませんようですので、以上で報告を終了したいと思います。本日の議題は予定が終了いたしました。なお、本日の対応後の承認につきましては、会長に一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。

4 閉会

○会長

ほかに何かございます。特にないようでしたら、これをもちまして本日の個人情報保護審査会を閉会したいと思います。ご協力ありがとうございました。事務局から連絡事項等がございましたら、お願いしたいと思います。

○阿部課長

本日は誠にありがとうございました。さて、次回の審議会につきましては、ただ今ご説明、ご報告させていただきましたとおり、制度が大きく変わりましたので、諮問、あるいは報告という形で、年1回の開催ということで考えております。開催日は未定でございますので、候補の日が決まりましたら、2か月前を目途に、各委員の皆さま方へ日程の調整ということで、表を送らせていただいて、返信いただくような形を取りたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○会長

何かこう、ひとつの役割を終えたのかな、みたいな感じを覚えているわけです。先ほども説明の中でありましたように、今後も審議会は継続します。また、年1回になりますけれども、皆さん、それぞれ顔を忘れないように。また招集がありましたらご協力をお願いしたいと思います。では本日はどうもありがとうございました。

○委員一同

ありがとうございました。